

## 中学生以下のお子さんを対象に 子ども手当の支給が始まります

平成 22 年 4 月から、これまでの「児童手当制度」に代わり、新たに「子ども手当制度」が始まります。「子ども手当」は、次世代の社会を担う子どもの成長を社会全体で応援することを目的に支給されるものです。

【お問い合わせ】 市役所福祉課（☎ 662 - 3162）

対象年齢	中学校修了まで（15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）
対象となる子ども 1 人あたりの手当月額	13,000 円
所得制限	なし
申請方法	<p>① 現在「児童手当」を受給されている場合 ⇒自動的に「子ども手当」へと継続されます。手続きは必要ありません。</p> <p>② 現在「児童手当」を所得制限により受給されていない場合 ⇒新たに「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。 該当する世帯には、「子ども手当認定請求書」を 4 月中旬頃発送する予定です。</p> <p>③ 現在、中学 2・3 年生の子どものみがいる場合 ⇒②と同様、新たに「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。 該当する世帯には、「子ども手当認定請求書」を 4 月中旬頃発送する予定です。</p> <p>④ 現在「児童手当」を受給中で、中学 2・3 年生の子どもがいる場合 ⇒「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。 該当する世帯には、「子ども手当額改定認定請求書」を 4 月中旬頃発送する予定です。</p> <p>* 申請が必要な世帯には申請書を送付します。該当するはずなのに、4 月末を過ぎても申請書類が送られてこない場合は、福祉課までお問い合わせください。</p>
支払時期	原則として、2 月、6 月、10 月にそれぞれの前月分までが支給されます。
支給方法	原則として、口座振込
その他	<p>○ 別居しているお子さんがいらっしゃる場合は、別居監護申立書と別居しているお子さんの世帯全員の住民票（市外の場合）が必要になります。詳しくは、福祉課までお問い合わせください。</p> <p>○ 平成 22 年 4 月 1 日において②、③、④に該当する方は、平成 22 年 9 月 30 日までに申請すると、平成 22 年 4 月分から受給できます。</p> <p>○ 公務員の方にも申請書類を送付いたしますが、市役所福祉課への申請は不要です。公務員の方は勤務先から支給されます。申請方法等については勤務先へお問い合わせください。</p> <p>○ ①、④に該当する方は、児童手当と同じく、6 月中に現況届の提出が必要になります。6 月初旬に、改めてご案内を発送する予定にしています。</p>

## 平成 22 年度自動車税の減免申請のお知らせ

兵庫県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の自動車について、自動車税の減免を実施しています。

申請は豊岡県税事務所での受付となりますが、次の日程で臨時の受付窓口を設けますので、お近くにお住まいの方はご利用ください。

受付日	場所	会場	時間
平成 22 年 5 月 18 日（火）	兵庫県和田山庁舎 朝来市和田山町東谷 213 - 96	101 号会議室 （1 階正面玄関奥）	午前 9 時～12 時 午後 1 時～午後 4 時
平成 22 年 5 月 19 日（水）	兵庫県和田山庁舎 朝来市和田山町東谷 213 - 96	101 号会議室 （1 階正面玄関奥）	午前 9 時～12 時 午後 1 時～午後 4 時

【お問い合わせ】 豊岡県税事務所 課税第 1 課（☎ 0796 - 26 - 3628）